

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなたに対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	長寿会
事業者の所在地	石川県珠洲市宝立町春日野4字117番地
法人種別	社会福祉法人
連絡先	0768-84-2252
代表者	理事長 山元 淳二

2. 事業所概要

事業所名	珠洲市地域包括支援センター長寿園
所在地・連絡先	石川県珠洲市宝立町春日野4字117番地
介護保険事業所番号	1700500026
管理者の氏名	藤瀬 純子
サービス提供地域	珠洲市の行政区域内

3. 事業の目的及び方針

事業の目的及び方針	介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的として、介護予防支援計画等を提供します。 また、ご契約者の心身の特性を踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において尊厳ある自立した生活を維持することができるよう配慮し、公正中立に行います。
-----------	--

4. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	常 勤	非 常 勤	指定基準	職 務 内 容
管理者（社会福祉士兼務）	1		1以上	管理業務
社会福祉士（管理者兼務）	1		1以上	総合相談支援、権利擁護業務
主任介護支援専門員	1		1以上	包括的継続的ケアマネジメント
保健師	1		1以上	介護予防ケアマネジメント
介護支援専門員	1		1以上	介護予防ケアマネジメント

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分

6. サービスの内容と利用料金

【サービスの内容】

(1) 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている住環境等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防ケアプラン」という）を作成します。

＜介護予防ケアプラン作成の流れ＞

①介護支援専門員等に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させます。



②介護予防ケアプランの作成開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。



③介護支援専門員等は、利用者及びそのご家族の置かれた住環境等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。



④介護支援専門員等は、前項で作成した介護予防ケアプランの原案に盛り込んだ指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対し説明し利用者の同意を得たうえで決定するものとします。

(2) 介護予防ケアプラン作成後の便宜の供与

- ①ご利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い介護予防ケアプランの実施状況を把握します。
- ②介護予防ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ご利用者の意向を踏まえて、要介護認定等の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 介護予防ケアプランの変更

ご利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合、または、事業者が介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、ご利用者と事業者双方の合意に基づき、介護予防ケアプランを変更します。

(4) 介護保険施設等への紹介

ご利用者が介護給付の対象となり、居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または、ご利用者及びご家族等が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、居宅介護支援事業所及び介護保険施設への紹介その他の便宜を行います。

【サービス利用料金】

介護予防支援に関するサービス利用については、当事業者が法律に基づいて介護保険からサービス料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス料金の全額をいったんお支払い下さい。

事業対象者	要支援 1・2	初回加算	委託連携加算
4,420円/月	4,420円/月	3,000円/月	3,000円/月

7. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員等

サービス提供時に、担当の介護支援専門員等を決定します。

（2）介護支援専門員等の交替

① 事業者からの介護支援専門員等の交替

- ・ 事業者の都合により、担当の介護支援専門員等を交替することがあります。
- ・ 介護支援専門員等を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員等の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員等の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員等の指名はできません。

8. 苦情申立窓口

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付いたします。

○苦情受付窓口

担当者職氏名 管理者 藤瀬 純子

○受付時間 毎日 午前8時30分から午後5時30分まで

（2）行政機関やその他の苦情受付機関

珠洲市役所 福祉課	所在地 珠洲市上戸町北方1字6番地2 電話番号・FAX 0768-82-7749 FAX 0768-82-8138 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
介護苦情サービス110番 (石川県国民健康保険連合会内)	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号・FAX 076-231-1110 FAX 076-231-1601 受付時間 午前8時30分～午後5時まで
石川県地域福祉権利擁護センター (石川県社会福祉協議会 内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号・FAX 076-234-2556 FAX 076-222-8900 受付時間 午前8時30分～午後5時まで

9. 協力福祉機関及び医療機関

医療機関の名称と電話番号	珠洲市総合病院 TEL: 0768-82-1181
ショートステイ受入施設の名称と電話番号	長寿園 TEL: 0768-84-2252

10. 秘密の保持

- (1) 事業者及び介護支援専門員等の従業員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

11. 損害賠償及び事故発生時の対応

- (1) 事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業所のサービスの提供により事故が発生した場合は珠洲市、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

当事業者は、介護予防サービスの提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

珠洲市地域包括支援センター長寿園

() 居宅介護支援事業所

説明者職氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け介護予防サービス等の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 珠州市

利用者氏名 印